

熱中症対策について

GX推進課

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を 改正する法律の概要

公布日：令和5年5月12日

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、**気候変動適応法**を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す**実行計画**や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す**特別警戒情報**を法定化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における**暑熱から避難するための施設の開放措置**など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じるものです。

■ 背景

- 熱中症対策については、関係府省庁で普及啓発等に取り組んできたが、熱中症による**死亡者数の増加傾向**が続いており、近年は、**年間1,000人を超える年**も。
- 「**熱中症警戒アラート**」（本格実施は令和3年から）の発表も実施してきたが、**熱中症予防の必要性**は未だ国民に十分に浸透していない。
- 今後、地球温暖化が進めば、**極端な高温**の発生リスクも**増加**すると見込まれることから、法的裏付けのある、より積極的な熱中症対策を進める必要あり。

熱中症による死亡者(5年移動平均)の推移



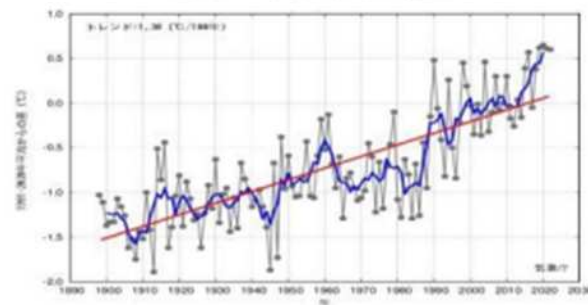
出典：人口動態統計から環境省が作成

自然災害及び熱中症による死者数

	自然災害	熱中症
2017年	129人	635人
2018年	452人	1,581人
2019年	159人	1,224人
2020年	128人	1,528人
2021年	150人	755人
2022年	26人	1,477人

出典：令和5年防災白書及び人口動態統計

日本の年平均気温偏差



細線(黒)：各年の平均気温の基準値からの偏差、太線(青)：偏差の5年移動平均値、直線(赤)：長期変化傾向。基準値は1991～2020年の30年平均値。

出典：気象庁 日本の年平均気温

■ 主な改正内容

	現状	気候変動適応法の改正により措置
国の対策	環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議（構成員は関係府省庁の担当部局長）で熱中症対策行動計画を策定（法の位置づけなし） （関係府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁）	熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げ →関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に熱中症対策を推進 ※熱中症対策推進会議は熱中症対策実行計画において位置づけ
アラート	環境省と気象庁とで、熱中症警戒アラートを発信（法の位置づけなし） ※本格実施は令和3年から 現行「アラート」の告知画像 	- 現行アラートを熱中症警戒情報として法に位置づけ - さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報を創設（新規） →法定化により、以下の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が可能に
地域の対策	- 海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシェルトの活用が進められているが、国内での取組は限定的 - 独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足	- 市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を指定暑熱避難施設（クーリングシェルト）として指定（新規） →指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、一般に開放 - 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定（新規） →地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を徹底



＜施行期日＞

- 熱中症対策実行計画の策定に関する規定：公布の日から1月以内で政令で定める日（令和5年6月1日）
- その他の規定：公布の日から1年以内で政令で定める日（令和6年4月1日）

独立行政法人環境再生保全機構法の改正により措置

- 警戒情報の発表の前提**となる情報の整理・分析等や、**地域における対策推進**に関する情報の提供等を環境再生保全機構の業務に追加
- 熱中症対策をより安定的かつ着実に行える体制を確立

政府・市町村等関係主体の連携した対策の推進により、熱中症死亡者数の顕著な減少を目指す

熱中症被害状況

【熱中症警戒アラート発表回数(件)】

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	総計
R3	0	0	0	7	0	0	7
R4	0	1	0	6	0	0	7
R5	0	0	12	16	1	0	29
R6	0	0	19	8	0	0	27

【傷病度別搬送者数(人)】

	R3	R4	R5	R6
軽 症	121	172	202	113
中等症	60	89	107	72
重 症	6	5	5	0
死 亡	0	0	0	0
総 計	187	266	314	185

【世代別搬送者数(人)】

	R3	R4	R5	R6
65歳以上	91	122	163	103
41歳から64歳	37	53	64	26
19歳から40歳	26	53	37	28
18歳以下	33	38	50	28
総 計	187	266	314	185

※令和6年度は8月9日時点の実績

熱中症警戒アラートへの対応

1 熱中症警戒アラートの概要

○熱中症の危険性に対する「気付き」を促すものとして、府県予報区党内において、椅子れかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数(WBGT)が33(予測値)に達する場合に発表される。

※暑さ指数:気温、湿度、日射量などから推定する熱中症予防の指数

(危険:31以上、 嚴重警戒:28以上31未満、 警戒:25以上28未満、 注意25未満)

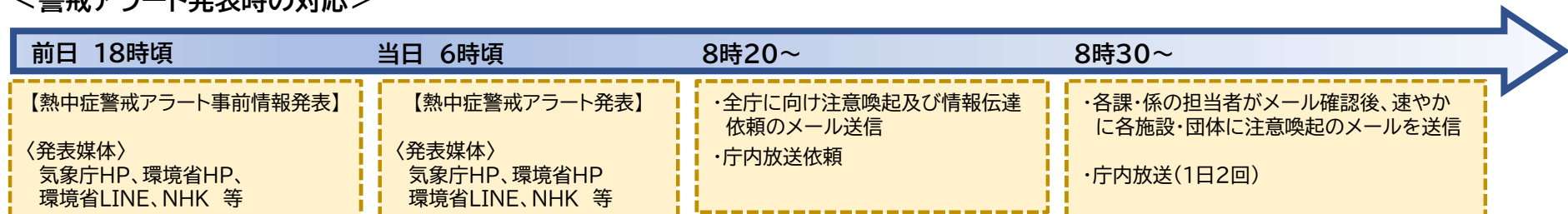
○環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康にかかる被害が生ずる恐れがある場合に、熱中症特別警戒アラートを発表し、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

⇒市町村への要求はない。

2 熱中症警戒アラートへの対応

- ① 熱中症警戒アラートの情報取得の依頼を実施
- ② GX推進課より全庁に注意喚起のメールを発信
- ③ 発表当日、関係課を通じて各種施設・団体等にメールにて注意喚起の情報を発信(認定子ども園、小中学校、高齢者施設、介護施設、障害者施設、スポーツ施設、JAなど)
- ④ 庁内放送による来庁した市民への注意喚起
- ⑤ 市公式LINEのリッチメニューに環境省の熱中症予防サイトへのリンクを掲載
- ⑥ 平常時から各種団体や施設には熱中症に係る啓発活動を実施

<警戒アラート発表時の対応>



熱中症特別警戒アラート発表時の対応について

1 熱中症特別警戒アラートの概要

○都道府県内において、すべての暑さ指数情報提供地点において暑さ指数(WBGT)35に達する場合は、過去に例のない危険な暑さであり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じられるような、人の健康にかかる重大な被害が生じるおそれがあることから、『**都道府県内において、すべての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値)に達する場合に発表する**』こととされている。

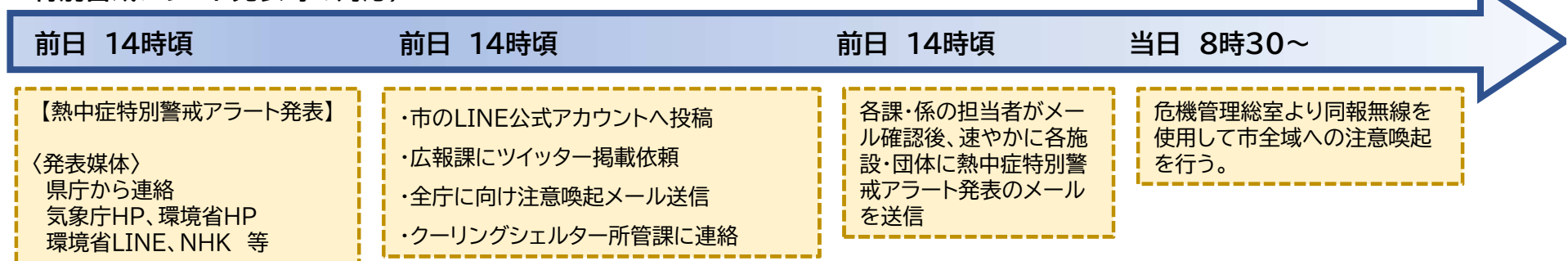
○市町村長は、都道府県知事から通知を受けた時は、当該通知にかかる事項を住民及び関係のある公私の団体に**伝達しなければならない**。

○記者会見、報道発表、市町村の情報伝達システム、防災無線、Lアラート、メール、電話、回覧、広報紙、声掛け等を活用して速やかに情報発信を行うことが求められる。

2 熱中症特別警戒アラートへの対応

- ① 発表前日、市の公式LINEとツイッターで注意喚起の情報を発信
- ② 発表前日、GX推進課より全庁に注意喚起の情報を発信
- ③ 発表前日、関係課を通じて各種施設・団体等にメールにて注意喚起のを発情報信(認定子ども園、小中学校、高齢者施設、介護施設、障害者施設、スポーツ施設、JA等)
- ④ クーリングシェルター所管課に伝達(クーリングシェルターは常時開放予定)
- ⑤ 発表当日、同報無線にて注意喚起の情報を発信

<特別警戒アラート発表時の対応>



クーリングシェルターの設置・運用について

1 法令上の位置づけ

- (1) 熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、当該市町村の区域内に存する施設で会って、指定暑熱避難施設として必ず備えるべき最低限の基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができる。
- (2) 当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定したときは、当該指定暑熱避難施設の管理者との間において、協定を締結する必要がある。
- (3) 指定暑熱避難施設の名称、所在地、解放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を公表しなければならない。
- (4) 指定暑熱避難施設の管理者は、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る熱中症特別警戒アラートが発表された時は、公表している解放可能日等において、指定暑熱避難施設を開放する義務がある。

2 必ず備えるべき最低限の基準(環境省令第2号 令和6年4月1日施行)

- (1) 適当な冷房設備を有すること
- (2) 当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること
- (3) 当該施設の管理方法の基準は、住民その他の者の滞在のように供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること

3 民間施設等の指定に係る協定に定める事項

市町村長と当該指定暑熱避難施設の管理者との間において締結する基本的な協定事項は、次の事項とする。

- (1) 協定の目的となる指定暑熱避難施設(名称・住所等)、解放可能日及び時間帯、受け入れ可能人数
- (2) 施設の管理に関する事項、協定の有効時間その他の必要な事項

(参考) ロゴマーク

指定暑熱避難施設
クーリングシェルター
COOLING SHELTER



クーリングシェルトアの設置・運用について

1 運営内容

- (1)開設期間は熱中症警戒情報の運用期間(4月第4水曜日 ～ 10月第4水曜日)
- (2)利用時間は施設の開館時間に準ずる。
- (3)受入可能人数は施設ごとに設定する。
- (4)指定する施設の入口などに、市から配付されたポスター等を掲示する。
- (5)利用にあたっては、事前の申請等は不要であり、原則誰でも自由に利用して休憩をとることができる。
- (6)クーリングシェルトアは外出中に危険な暑さから逃れ、一時的に休憩をとるための施設であるため、治療行為などは行わない。利用中に体調不良となった場合、通常の施設利用者への対応と同様に救急車の手配等を行う。
- (7)熱中症特別警戒情報が発表された際にはシェルトアを開館することが必須

2 指定状況(8月9日現在)

	施設数	施設種別
公共施設	42施設	庁舎(葵・駿河・清水)・支所・図書館・高齢者福祉センター・交流センターなど
民間施設	179施設	ドラッグストア・スーパー・美容室など

※指定施設の一覧は静岡市のホームページで公開している。

3 今後の方針

- ショッピングセンターや自動車販売店(ショールーム)などとも指定に向けた協議を行っており、施設数の増加に努める。
- 必要に応じて掲示物等を制作し、市民の目に触れる機会を増やす。
- 市の広報紙での周知やホームページでの情報発信を行っており、今後も機会を捉えての情報発信を継続して行う。